

河川砂防課所管事業の概要

河川砂防課

1. 河川砂防課所管事業の目的

河川砂防課所管事業は、河川・海岸・ダム・砂防・急傾斜地保全、地すべりなど広範囲に及んでおり、生態系や景観に配慮した河川改修や海岸保全、洪水調節や水資源のための河川総合開発事業、土石流、地すべりなどの土砂災害への対応など、安全で快適な生活のための社会資本整備を目的としています。

2. 河川事業の概要

河川事業は、台風や集中豪雨等による水害から県民の生命・財産を守り、良好な水辺空間を創出することにより、安全で潤いのある生活環境を提供します。

県では、補助事業、県単独事業とともに近年の水害対応として、緊急性が高い河川について集中的・重点的に整備をすすめることにより短期間での効果発現を図ります。

河川の整備状況（青森県管理区間）

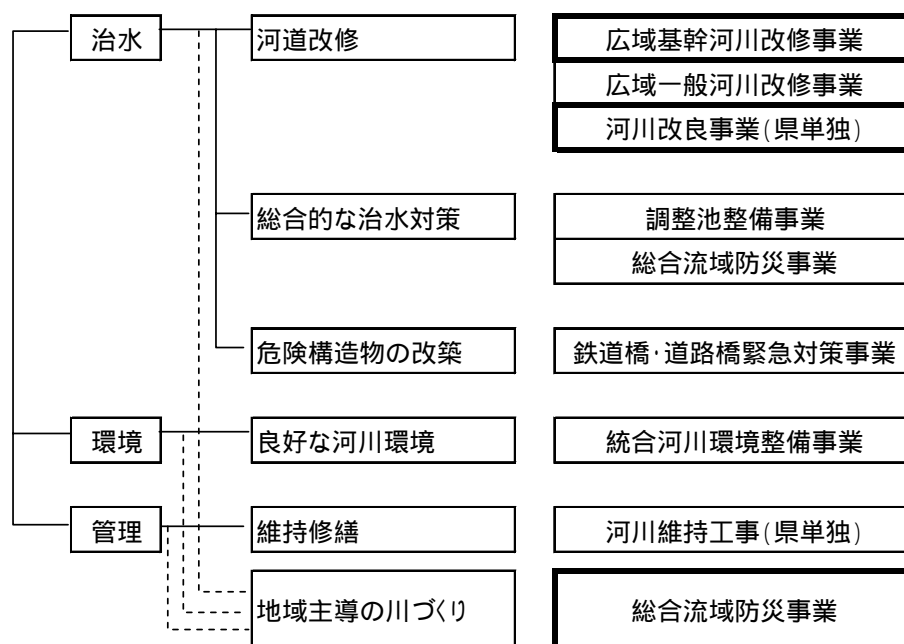
青森県で管理する区間での河川整備状況は、およそ 35.8%となっています。

水系・河川数	指定延長	要改修延長	改修済延長(暫定含む)	進捗率%
82 水系 283 河川	1,927.5km	1,214.7km	435.4km	35.8

(H19 年度末現在)

河川事業の事業体系

河川事業は治水、環境、管理を基本目的とし、それぞれの個別事業の位置付けは以下のとおりとなっています。(太枠囲：再評価対象事業)



3. 海岸事業の概要

海岸事業は、台風や低気圧等による高潮や波浪、地震による津波などから県民の生命・財産を守ることを目的として、高潮対策や侵食対策、津波対策等を行うための海岸保全施設を整備する事業です。

県では、近年、高潮や波浪による浸水・侵食被害が発生している海岸や、津波により甚大な被害が予想される海岸など緊急性が高い海岸において重点的に整備を進め、事業効果の早期発現を図っています。

海岸保全施設の整備状況（国土交通省河川局所管）

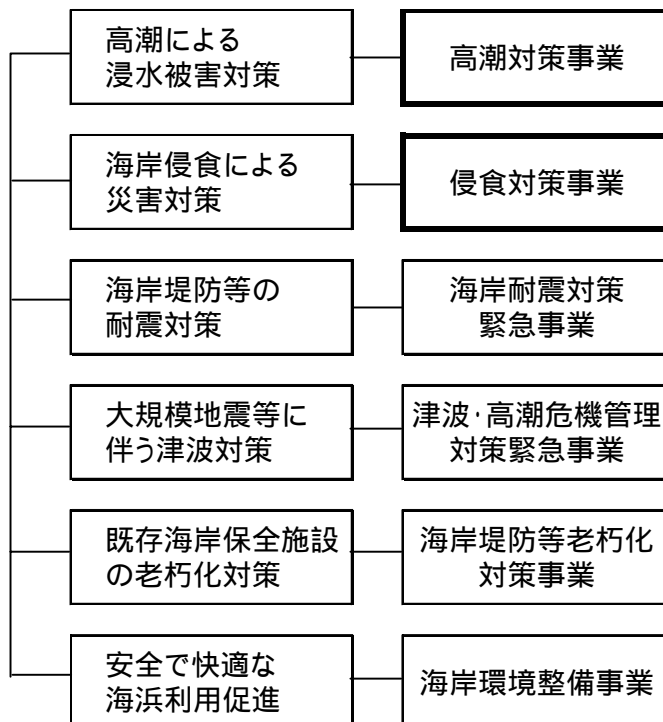
河川砂防課で所管する、国土交通省河川局所管の海岸保全区域での海岸整備状況は、およそ 56.2%となっています。

海岸延長	要保全海岸延長	整備済区間延長	残整備区間延長 km	進捗率%
437.0km	255.7km	143.7km	112.0km	56.2

（H18 年度末現在）

海岸事業の事業体系

海岸事業は主な目的別に次の事業体系に分類され、それぞれの個別事業の位置付けは以下のとおりとなっています。（太枠囲：再評価対象事業）



4. ダム事業の概要

ダム事業は、国土の保全、水資源の開発、エネルギー開発等の国土開発基盤整備に寄与し、国民生活にとって欠くことのできないものです。

我が国のダム建設はエネルギー開発を中心とした近代的なダム事業から発展を見せ、近年では、国土保全のための洪水調節機能を併せ持った河川総合開発事業がダム事業の中核となっています。

青森県のダムの整備状況

現在、青森県では、

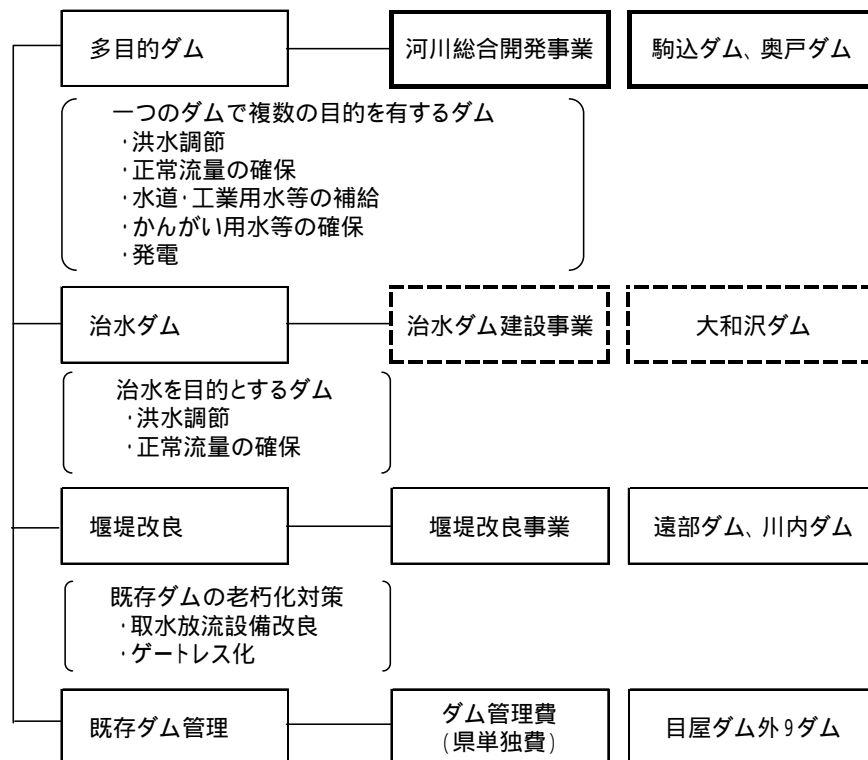
- ・建設ダムが駒込、奥戸の2ダム
 - ・実施計画調査ダムが大和沢1ダム
 - ・管理ダムは、目屋ダム外9ダム
- となっています。

ダム事業の事業体系

ダム事業は、主な目的別に次の様に分類され、それぞれの事業及び個別ダムの位置付けは以下のとおりとなっています。

(太線枠囲：再評価対象事業)

(点線枠囲：報告対象事業)



5. 地すべり事業の概要

地すべり対策事業は、長雨や融雪等で地下水が上昇するなどにより土地の一部が移動する自然現象に対し、排水ボーリングや集水井を設置し地下水を低下させて土砂の移動を押さえることで、地域住民の生命・財産を守ることを目的とした事業です。

県ではこれまで、地すべりにより甚大な被害が予想される区域など、緊急性が高い地区において重点的な整備を進めています。

地すべり対策施設の整備状況

地すべり危険箇所における整備状況は、着手率で約 29.6%、整備率で約 23.4%となっています。

危険箇所数	危険箇所区域 保全人家戸数	着手箇所及び着手率		整備箇所及び整備率	
		箇所数	着手率	箇所数	整備率
64 箇所	4,519 戸	19 箇所	29.6%	15 箇所	23.4%

(H19 年度末現在)

地すべり事業の事業体系

砂防関係事業は、各自然現象別に次の事業体系に分類され、地すべり事業の位置付けは以下のとおりとなっています。(太枠囲：再評価対象事業)

